

# 青森県 商工会報

発行：青森県商工会連合会  
編集：広報編集グループ  
青森市新町 2 丁目 8-26  
県火災共済会館 5F  
TEL 017-734-3394  
FAX 017-773-7249

全国統一キャッチフレーズ ～商工会は 行きます 聞きます 提案します～

## 平成 23 年度 商工三団体による県知事要望

～今会長から東日本大震災の復興支援や風評被害対策などを要望～



三村県知事へ商工三団体の会長より要望書を陳情

県内商工三団体が七月二十五日（月）、県庁に三村申吾青森県知事を訪ね、各団体からの要望を提出しました。

当日は、県商工会議所連合会（林光男会長）・県中小企業団体中央会（蝦名文昭会長）・県商工会連合会（今誠康会長）の三団体の幹部と、三村知事をはじめ商工労働部など県担当部局幹部が出席。

三団体より三村知事に要望書を手渡し、はじめに今県商工会連合会長より今年三月に発生した東日本大震災によって被災した県内商工業者のために①原状回復のための設備資金等に対する助成金

制度の拡充。

②被災した観光資源の早期再生と国内外観光客に対する誘客対策。観光自粛・風評被害の早期払拭のための地域安全性に係る正確かつ迅速な情報の積極的発信や、県産一次産品・加工品に対する原子力モニタリングの強化など、風評被害対策の充実。

③東日本大震災に伴う直接・間接被害に対しての、各種復興事業への県内中小企業の参入機会や県内資材の活用機会の促進など、公共土木施設等の復旧・再開についての働きかけ、など要望が出されました。

続いて県中小企業団体中央会より、先の事業仕分けにより縮減された中小企業関連予算について、平成二十四年度予算編成での「小規模事業対策予算及び中小企業連携組織対策事業予算の拡充・強化」について、充分かつ安定的な確保を要請しました。

最後に県商工会議所連合会より東北新幹線全線開業効果の継続獲得に向けた本県観光戦略の促進について、交流人口の拡大・県内消費の増大・観光産業における収益力の向上・観光産業と他産業との連携拡大、さらには四年後迎える北海道新幹線新函館開業について、隣接する道南や秋田・岩手県北との広域連携による旅行商品の造成強化について要望しました。

三村知事は「県産品の安全性を含め、引き続き正確な情報を提供し経済対策と観光強化に努めます。復興に関しては、国に要望するものはしっかりと要望しております。支援策については従来通り、可能な限りのことをしたい。」などと話しました。

## 東北地方太平洋沖地震義援金募集結果及び交付状況について

この度の東北地方太平洋沖地震で被災した商工会員の皆様及び、商工会地域の一日も早い復興を願い義援金を募ったところ、7,373,965円の義援金をお送りいただきました。ご協力いただいた商工会及び商工会会員並びに役職員の皆様に感謝申し上げます。

お送りいただいた義援金は、全国商工会連合会並びに北海道商工会連合会からの義援金と合わせて、理事会で決定した義援金配分基準に従い、被災商工会に送金いたしました。内訳は以下の通りです。

### ① 被害額及び配分比率

30商工会地区 211,413万円		
内 おいらせ町	91,020万円	配分割合 69.4%
(県外企業分)	(33,000)万円	
三 沢 市	27,667万円	一時金
六ヶ所村	24,840万円	一時金
階 上 町	15,550万円	配分割合 18.6%
南 郷	9,731万円	配分割合 12.0%

### ② 義援金

全国商工会連合会	10,000,000円	
北海道商工会連合会	1,000,000円	
青森県連扱分	7,373,965円	
合 計	18,373,965円	
被害商工会返途金	△351,100円	(配分対象2商工会分)
義 援 金 総 額	18,022,865円	

### ③ 配分交付

#### ● 基本

- 1 本県商工会からの義援金は県内の被災者に充てる。
- 2 甚大な被害を受けた商工会の募った義援金は、当該商工会の被災者に充てる。

#### ● 配分区分及び配分金額

- 1 災害救助法被災地域指定区域内商工会のうち、商工会員及び商工会館に直接的に甚大な被害が発生した商工会。  
 おいらせ町 11,744,468円  
 南 郷 2,030,744円
- 2 災害救助法被災地域指定区域外商工会のうち、商工会員及び商工会館に直接的に甚大な被害が発生した商工会。  
 階 上 町 3,147,653円
- 3 災害救助法被災地域指定区域外商工会のうち、商工会員及び商工会館に直接的に中度な被害が発生した商工会。  
 三 沢 市 500,000円  
 六ヶ所村 500,000円

#### ● 県震災植林事業 100,000円 (県連扱出分)

#### ● 配分総額 18,022,865円

# 第7回親睦ゴルフコンペ

## 団体の部

# 地元・平内町Bチームが制す！



ゴルフコンペの様子 ナイスショット！



個人の部優勝の竹本さん

「青森県商工会連合会第七回親睦ゴルフコンペ」が去る九月六日（火）平内町・夏泊ゴルフリンクスで開催されました。

県内十二商工会と関係団体から合わせて六十三名が参加。心配された天候も、むつ湾が見渡せるほどのベストコンディションのなか十六チームに分かれてプレーし、団体の部では平内町商工会Bチーム、個人の部では大鰐町の竹本昌源さんが優勝。ベスト・グロス賞にも大鰐町の竹本昌源さん（トータル七十五）が輝きました。

表彰式では各商工会から提供された、たくさんの特産品が副賞に添えられ、懇親会では皆さんお疲れの中、最後まで親睦を深めていただきました。

成績は次の通りです。

### 【団体の部】

- 優勝 平内町商工会Bチーム
- 準優勝 三沢市商工会Aチーム
- 第三位 野辺地町商工会チーム

### 【個人の部】

- 優勝 竹本 昌源 大鰐町

準優勝 戸嶋 兼八 平内町

第三位 古間木勝弘 三沢市

第四位 江畑 高 東北町

第五位 栃木 俊信 野辺地町

第六位 小鷹 柁幸 平内町

第七位 小島 はな 三沢市

第八位 瀬川 恵一 六ヶ所村

第九位 馬場 秀道 おいらせ町

第十位 能登谷 純 平内町

### 【ベスト・グロス賞】

竹本 昌源 大鰐町

### 【ドラコン賞】

インコース

加藤 秀樹 六ヶ所村

加藤 達 平内町

アウトコース

村上 共生 平内町

加藤 秀樹 六ヶ所村

### 【ニアピン賞】

インコース

小島 はな 三沢市

市川英一郎 上北町

アウトコース

能登谷 純 平内町

土井ひろ子 東北町

# 春の叙勲・褒章受章者決まる



黄綬褒章を受章された網野榮一郎さん(鯉ヶ沢商工会長・右)

社会の各分野で活躍され、国や公共、民間のために永年尽くされた方々に贈られる平成二十三年春の叙勲・褒章受賞者が政府から発表され、県内からは八十二名が受章しました。

商工会関係者では、業務に精励し、衆民の模範になったとして与えられる黄綬褒章には鯉ヶ沢町商工会長・網野榮一郎さんが、公務等に長年にわたり従事し、功績を挙げた方に贈られる瑞宝単光章には階上町商工会監事の寅谷正美さんがそれぞれ受章されました。

## 《特産品販路開拓広域サポート事業》

### 販路開拓商品力向上のための研究会開催

平成 23 年 7 月 21 日（つがる市商工会館）、22 日（南部町商工会館）、26 日（下北ブランド研究所）の 3 日間、当会特産品等販路支援委員である中小企業診断士の米田吉宏氏（青森市：有限会社 田(でん)代表）を講師に迎え、「売れる商品づくりの考え方」をテーマに、第 1 回販路開拓商品力向上のための研究会（全 3 回）が開催された。

特産品販路開拓広域サポート事業支援希望事業者に登録された方に、今後県内外のイベント等へ出展する商品の基本戦略を作成することにより、自社商品を再確認していただくことを目的に、支援企業者 16 名と、商工会販路開拓サポーター 11 名が参加し、基礎講義の後、自社商品の基本戦略をシートに書き込む等実践的な内容で、自社商品の特徴がどのようにすれば消費者に伝わるのか、また商品の課題は何かを講師に個別指導をいただいていた。



講演される米田先生



個別相談の様子

## 広域地域活性化推進事業各センターのテーマ決定！

本年度新規事業でもある、広域地域活性化推進事業の各センターのテーマが7月11日に開催された地域振興委員会において承認され各管内において事業が展開されております。

本事業は、本会広域指導センターが主体となり、広域的な地域課題の抽出、改善、解決、地域コミュニティの活性化等について様々な具体的支援策を検討及び実施し、商工会地域の広域的活性化を図っていくことを目的としております。

本事業を円滑に推進するため、専門委員会として商工会役職員による「地域課題検討委員会」を各広域指導センターに設置し、地域の広域的な課題や広域連携が可能な活性化事業等について、提案・検討し、地域課題解決を支援していきます。

本事業に期待される効果として

- ・地域ならではの改善策が提案、具現化される。
- ・効果的な地域産業等の課題について改善され、地域活性化及び地域コミュニティの再生が可能。
- ・広域指導センターの有効活用の推進及びセンター機能の充実強化が図られる。

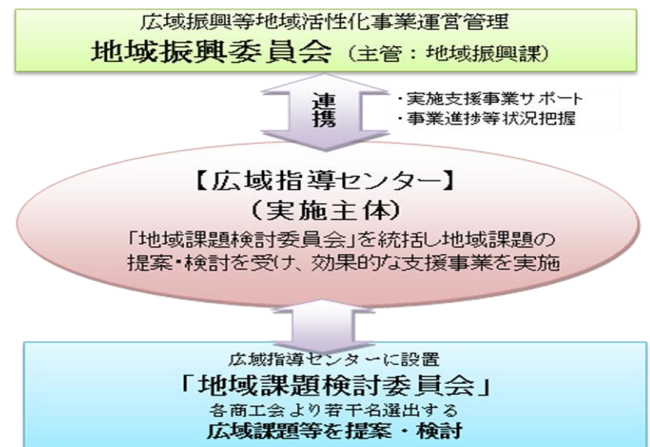
等があげられ、地域経済活性化の一助となるよう期待されるところです。

各広域指導センターのテーマは以下のとおり。

広域指導センター	テーマ
中央広域指導センター	東郡ブロック参加型モデル観光ルートづくりと土産品開発事業 中南津軽地域密着型観光ツアー・コンシェルジュ事業
東部広域指導センター	「大発掘！ オラがまちの隠れた名所とグルメ」資源開発事業
西部広域指導センター	商店街再生地域コミュニティ構築事業 ～ターゲットの明確化と携帯メールの活用～
南部広域指導センター	広域観光産業振興プラン策定
北部広域指導センター	下北：七宝海（しっぽうかい）プロジェクト事業



各センター別のテーマを議論する委員の方々  
地域振興委員会会議の様子



# 平成 23 年度 第 1 回商工会青年部員研修会 東北六県・北海道商工会青年部主張発表青森県大会

第一回商工会青年部員研修会並びに東北六県・北海道商工会青年部主張発表青森県大会が六月二十八、二十九日の二日間、平川市「南田温泉アップルランド」において開催し、県内商工会青年部員八十三名が出席した。

一日目は主張発表大会を開催し、各ブロックの代表者五名が青年部活動を通しての体験談やそれに対する思いを発表し、審査の結果、大畑町商工会青年部の荻谷裕悦君が最優秀賞（県知事賞）に輝いた。



最優秀賞に輝いた荻谷裕悦君

- 【主張発表大会受賞者】**
- ◎最優秀賞  
    荻谷 裕悦 君（大畑町）
  - ◎優秀賞  
    石田 和豊 君（岩木町）
  - ◎優良賞  
    山道 一成 君（階上町）
  - ◎敢闘賞  
    菊地 聡明 君（深浦町）  
    安田 勝司 君（三沢市）

荻谷君は「青年部活動と地域振興」をテーマに、幽霊部員だった自分が部長に就任するに至ったきっかけや、マンネリ化した部活動を脱却すべく計画した花火大会や特産品開発の実施に至るまでの苦労や感想などを熱弁した。尚、荻谷君は十一月十五日に山形県で開催される東北六県・北海道ブロック大会に青森県代表として出場する。

又、一日目は主張発表のほかに、つがる市商工会青年部の奈良部長並びに、平川市商工会青年部の葛西部長から青年部活動報告があり、今後の各青年部活動に向けての刺激と参考にした。

研修二日目は、六人一組のグループに分かれ、「今後の東日本大震災への支援について」、「部員減少に伴う青年部活動の現状と今後の部員増強運動など対策支援について」をテーマに議論しグループの代表が意見を発表した。



研修二日目のグループワーク



主張発表した各ブロック代表者

# 平成 23 年度 第 1 回商工会女性部員研修会 商工会女性部主張発表青森県大会

第一回商工会女性部員研修会並びに商工会女性部主張発表青森県大会が七月五日、六日の二日間、むつ市「むつグランドホテル」において開催し、県内商工会女性部員九十四名が出席した。

一日目は主張発表大会を開催し、各ブロックの代表者六名が女性部の地域振興や、まちづくり活動についての体験談をもとに意見や感想を主張発表し、審査の結果、五戸町商工会女性部の中川原扶貴子さんが最優秀賞（県知事賞）に輝いた。



最優秀賞に輝いた中川原扶貴子さん

中川原さんは、女性部活動での五戸名物馬肉鍋の調理販売体験やご自分の商売においての工夫、さらには震災復興イベントとしてダンスパーティーの実施や、震災で落ち込んだ元気を取り戻そうとアイデアを出し合い、地域を盛り上げたい思いなどを主張した。又、主張発表後は事例研究として、不景気の中での各業界の営業事例を録画したものをスクリーンで視聴し、観光客のおもてなしや営業方法などを学んだ。

研修二日目は各ブロックに分かれ、本年度取り組んでいる県下統一事業「女性部おすすめ郷土めぐりツアー」の進捗状況についての報告や、部員増強について議論し、中美県女性連会会長を座長として各課題について意見交換を行った。

## 【主張発表大会受賞者】

### ◎最優秀賞

中川原 扶貴子さん（五戸町）

### ◎優秀賞

須藤 良子さん（田舎館村）

### ◎優良賞

宮本 浩子さん（鶴田町）

### ◎敢闘賞

三浦 八重子さん（蓬田村）

町屋 泰子さん（天間林村）

紀伊 紀子さん（佐井村）



義援金目録をおいらせ町、大場部長(左)へ手渡し、中美県女性連会長

## 震災復興へ ～義援金を配分～

—中美県女性連会長、被災地商工会女性部を訪問—  
おいらせ町・階上町・南郷

このたび、県女性連では全女性連及び北海道女性連からいただいた義援金を、東日本大震災による被害の大きかった女性部に配分した。

8月19日（金）、おいらせ町、階上町、南郷の商工会女性部を中美県女性連会長が訪問し、各女性部長へ義援金の目録を手渡した。

各女性部では、復興祈念イベントの開催や地元特産品の販売促進などを通して、地元企業の支援のための資金として活用する予定。

経済産業省中小企業庁委託事

# 情報モラル啓発セミナー2011in青森

## 企業に求められる情報モラルと人権への配慮

～ネット上の権利侵害と情報セキュリティ対策の効果的な進め方～

企業活動や社会生活においてはインターネットの利用が不可欠になっています。その反面、顧客情報の漏えい、誹謗中傷、名誉毀損など人権にかかわる問題が急増しており、個人情報保護や情報セキュリティについて十分な対策を推進することが企業の責務となっています。また、クラウドやソーシャルメディアなどのビジネス活用も急増していますが、適切な対策を講じていなければ、トラブルがおきる可能性があります。

本セミナーでは、ITを利用・活用する企業がより高い信頼を獲得し、社内体制を効果的に整備するために必要な考え方や取組み方法についてご紹介いたします。是非、ご参加ください。

- 日 時:平成23年11月1日(火)13:00～17:00
  - 会 場:ホテル青森 3階 孔雀の間  
〒030-0812 青森市堤町1丁目1番23号 JR 青森駅より車で5分
  - 参加料:無 料
  - 定 員: 200名
  - 対象者:企業の経営者、管理者、実務担当者、インターネットを活用する人
  - 申込締切:10月25日(火)
- WEBサイト [www.hyper.or.jp/moral2011/aomori/](http://www.hyper.or.jp/moral2011/aomori/)より申込

13:00～	主催者挨拶
13:10 ～13:50	ビデオプレゼンテーション 「実践・情報モラル～あなたの会社は大丈夫?～人権に配慮した個人情報の取り扱い」 (解説を交えたオリジナルビデオ上映)
13:50 ～14:50	講演:「ネット上の権利侵害の現状と対応策～クラウドやソーシャルメディアの利用から考える」 講師:森 亮二(弁護士法人英知法律事務所)
15:05 ～16:05	講演:「個人情報保護・情報セキュリティに対する企業の実践的な取り組み」 講師:山崎 文明(ネットワンシステムズ株式会社)
16:10 ～17:00	パネル討論:「いまなぜ情報モラルなのか」

- ◆主催:中小企業庁 東北経済産業局 (財)ハイパーネットワーク社会研究所
- ◆協力:ソフトアカデミーあおもり
- ◆後援:青森県 青森市(社)東北経済連合会 青森県商工会議所連合会 青森県商工会連合会 青森県中小企業団体中央会  
青森商工会議所(財)21 あおもり産業総合支援センター(社)青森県経営者協会 青森経済同友会  
青森県中小企業家同友会 一般社団法人青森県工業会 (社)青森県情報サービス産業協会  
(特非)ITC あおもり 東奥日報社 NHK 青森放送局 青森ケーブルテレビ(独)情報処理推進機構  
(公社)日本青年会議所(特非)日本ネットワークセキュリティ協会 一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
(特非)ITコーディネータ協会 (以上、申請中)



# 協会けんぽ青森支部からのお知らせ

～ 協会けんぽにご加入の事業主の皆様へ ～

## 更なる保険料率の上昇を抑えるために 定期健診結果データの提供をお願いいたします

協会けんぽ（全国健康保険協会）は、中小企業を中心としてサラリーマンとそのご家族の加入する健康保険を運営しております。

青森支部の健康保険料率は、現在、9.51%となっておりますが、22年度決算において収支は改善したものの、依然として財政状況は厳しく、震災の影響等を踏まえると、10%前後への引き上げが避けられない見通しです。

また、24年度の健診実施率70%を達成できないと、協会けんぽが負担する後期高齢者医療制度への支援金が加算され、更に保険料率が上昇してまいります。

そこで、定期健診の結果をご提供いただくことにより、健診実施率が向上し、更なる保険料率の上昇を抑えることができます。

事業主の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 健診実施率の目標と実績

	24年度目標	22年度実績	不足分
定期健診（データ提供分）	20%	1.4%	18.6%
協会けんぽの健診	50%	44.5%	5.5%

### 定期健診の結果データを提供するメリット

- ご提供いただいた定期健診の結果を含めた健診の目標達成状況に応じ、後期高齢者医療制度への支援金が減算されるため、保険料率の上昇を抑えることにつながります。
- ご提供いただいた健診結果をもとに、メタボリックシンドロームの判定を行い、該当者は無料で特定保健指導が受けられます。

### 定期健診の結果データの提供方法

事業主様の「同意書」※を当支部へご提出いただくだけです。

⇒ この同意書に基づき、健診機関から協会けんぽへ健診結果データが提供されます。

※ ホームページからダウンロードいただくか、下記までお問い合わせ願います。



**全国健康保険協会 青森支部**  
協会けんぽ

〒030-8552 青森市長島 2-25-3 ニッセイ青森センタービル 8階  
TEL 017-721-2723（保健グループ）

ホームページの検索方法

①   ⇒ ②  を選択

全国商工会経営者休業補償制度

# 商工会の休業補償制度

(所得補償保険)



**保険期間:平成23年10月1日午後4時～平成24年10月1日午後4時**

**募集期間:平成23年 7月1日～平成23年8月末日**

**中途加入は毎月受付中** 毎月1日午前0時の補償開始でご加入いただけます。

## 商工会会員の皆様へ

●この保険契約は全国商工会連合会を契約者とする商工会員向けの新規補償保険契約です。保険料率を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国商工会連合会が有します。商工会の休業補償制度は、本制度の更新です。

●保険の対象となる方は、商工会会員および商工会会員である専務所に勤務されている方ならびにそれらの方の配偶者(家事に従事されている方)に限りますので、ご確認の上お申込下さい。団体の構成員でなくなった場合には、お取次ぎまでご連絡下さい。

### ⑤ 全国商工会連合会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

# 商工会の

全国商工会休業補償制度

# 休業補償プランのご案内

## 本プランの特長は下記のとおり幅広い補償です。

### ■最高1年間の補償

ケガや病気で働けなくなった場合、喪失する所得を保険金として受け取れる保険です。補償期間は最高1年間と長期ですので、安心して十分な治療が受けられます。  
※医師の診断書による認定が必要です。



### ■365日・24時間補償

お仕事中にはもちろん、日常生活や旅行中のケガ・病気にいたるまで国内・海外を問わず365日・24時間補償されます。



### ■天災によるケガも補償

国内・海外を問わず、地震・噴火・津波など天災によるケガで働けなくなった場合、保険金をお支払いします。



## 本プランのメリット。

### ■月々の保険料が一般加入に比べ割安。

本プランは団体割引により20%引きとなり、さらに、損害率による割引により基本保険料部分に20%の割引を実施いたします。よって個人で契約する場合に比べ約36%も有利となります。  
※団体割引は被保険者1,000名以上で適用されます。この契約の際は、被保険者数が1,000名未満に達した場合は、保険料額を調整させていただきます。

基本保険料の  
約36%割引

### ■医師の診査が不要なので、加入手続きが簡単です。

加入手続き時の医師の診査は原則不要、簡便・健康状態等の告知のみでご加入いただけます。  
※加入申請書は健康診断（健康・年齢・病歴等）を記入し、保険会社（または、保険会社の引取先）へお送りいただくことが必要です。あらかじめご了承ください。

### ■役員・従業員の福利厚生として。

●従業員全員付保の場合の保険料相当額は、全額損金・必要経費処理（福利厚生費）が可能です。  
・役員または特定の個人のみを被保険者としている取組や、個人事業主本人のみの保険料相当額についてはお問い合わせください。

## 加入資格

全国商工会の会員事業所の事業主（法人の場合は役員）、従業員で、加入時年齢が18歳以上65歳未満の方。  
※事業主、従業員、従業員配偶者である専業主婦（家事従事者）で、加入時年齢が18歳までの方。

## お支払いする保険金

保険期間中にケガ・病気で就業不能<sup>※</sup>になられた場合、就業不能期間1ヵ月につき、ご加入の保険金額（月額）が最大1年間1ヵ月あたりお支払われます。  
ただし、最初の7日間（免責期間）はお支払いの対象になりません。

※就業不能とは、ケガまたは病気で就業不能の、その期間の収入が減少すること、または収入以外で業務の収入を得ていないこと、または就業不能の期間に十分な身体機能を維持していない場合を指します。

●就業不能の期間中は、ご加入の保険金額（月額）が最大1年間1ヵ月あたりお支払われます。ただし、最初の7日間（免責期間）はお支払いの対象になりません。  
●就業不能の期間中に、ご加入の保険金額（月額）が最大1年間1ヵ月あたりお支払われます。ただし、最初の7日間（免責期間）はお支払いの対象になりません。  
●就業不能の期間中に、ご加入の保険金額（月額）が最大1年間1ヵ月あたりお支払われます。ただし、最初の7日間（免責期間）はお支払いの対象になりません。  
●就業不能の期間中に、ご加入の保険金額（月額）が最大1年間1ヵ月あたりお支払われます。ただし、最初の7日間（免責期間）はお支払いの対象になりません。

## 保険料例

● 月額保険料（18万円/月×20万円/20日）以内で設定  
● 保険金額（月額） → 20万円（平均年収の70%以内で設定）  
● 月々の保険料（18万円/月×20万円/20日） → 2,720円<sup>※</sup>  
※C08に付随した補償が適用されます。

## 保険金額（月額）について

● 事業主（法人）の場合（役員、従業員の場合）  
● 所得補償保険金額は、10万円（10日）以上1万円（1日）単位でお申し込みください。  
● 所得補償保険金額は、被保険者の方の加入する法的医療保険制度（健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます。）による法的医療保険制度（健康保険法等の法に基づき、平均所得額の範囲内で、適切な額をご設定ください。なお、所得補償保険金額が法的医療保険の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。）をご確認ください。  
● 事業主（専業主婦）の場合  
● 保険金額は10万円（10日）以上18万円（18日）以内で、1万円（1日）単位でお申し込みください。

※平均所得額および平均月間所得額  
・ [平均所得額]とは、保険料納付前12ヵ月における所得の平均月間額をいいます。  
・ [平均月間所得額]とは、ケガや病気で働けなくなる前12ヵ月における被保険者（家族の扶養とされる方）の所得の平均額をいいます。  
・ [平均月間所得額]・[平均月間所得額]とは以下のとおり計算した額をいいます。（※1）  
平均所得額（※1）×勤続年数（※2）÷12（ヵ月）  
平均月間所得額（※1）×勤続年数（※2）÷12（ヵ月）  
※1 被保険者の就業形態が正社員の場合、勤続年数はご加入の勤続年数に引き上げさせていただきます。  
※2 専業主婦の場合は、ご加入の勤続年数に引き上げさせていただきます。  
※3 平均所得額・平均月間所得額を算出する際の所得は、給与所得、退職所得、雑所得、雑損控除、基礎控除、基礎控除控除後の所得をいいます。所得の算出に際しては、所得控除が適用される場合はご加入の所得控除を適用させていただきます。

（注）100万円（100日）を超える場合は、別途ご提出して頂く書類が異なりますのでお問い合わせください。

## 病気



● 保険金お支払いの対象期間  
2ヵ月22日〜免責期間7日間 - 2ヵ月15日  
● お支払いする保険金（保険金額）  
20万円 × (2ヵ月 + 15日)  
500,000円

## ケガ



● 保険金お支払いの対象期間  
6ヵ月7日〜免責期間7日間 - 6ヵ月  
● お支払いする保険金（保険金額）  
18万円 × 6ヵ月  
1,080,000円

※事業主（法人）の場合は役員、従業員の場合は加入中のみなさまが基本補償対象であり、役員、従業員（医師の診断書が必須）の範囲に補償されます（家事従事者の場合は加入中のみの対象）。また他にご加入の生命保険や介護保険とは別様にお支払いいたしますので、併しした際に留意することとなります。